

第2回 生活保護制度に関する国と地方の実務者協議



大阪府広報担当
副知事 もずやん

大阪府提出資料





大阪府内自治体の就労支援事業等の実施状況（参加率・就労率）

◇平成27年度就労促進計画実績評価

※政令市・中核市除く

被保護者数 80,452人	①事業 対象者数	②事業 参加者数		③A事業参加率 (②/①)		③I事業参加率 (②/被保護者 数)		④達成者数 (就労・増収者 数)		⑤達成率 (④/②)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
生活保護受給者 等就労自立促進事業	目標	2,237	1,811	14.0	11.4	2.8	2.3	1,273	943	56.9	52.1
被保護者 就労支援事業	16,013	2,229	1,769	13.9	11.1	2.8	2.2	1,191	929	53.4	52.5
被保護者 就労準備支援事業	実績	233	188	1.5	1.2	0.3	0.2	79	54	33.9	28.7
上記以外の 就労支援事業	15,945	356	258	2.2	1.6	0.4	0.3	177	119	49.7	46.1
合計	—	5,039	4,026	31.5	25.2	6.3	5.0	2,723	2,045	54.0	50.8



大阪府内自治体の就労支援事業等における工夫等（主なもの）

内部連携・管理	<ul style="list-style-type: none"> ●ケースワーカーと就労支援員の連携、ケース会議 ●査察指導機能の強化、就労支援会議の開催 ●就労促進事業開始時に、対象者、担当CW、就労支援員、ハローワーク担当者が合同でケース会議を実施。その後も定期的に面談や助言等のフォロー ●就労支援員によるハローワーク同行
関係機関連携	<ul style="list-style-type: none"> ●ハローワークとの連携（常設窓口設置、就労支援ナビゲーターの巡回相談、週1回常駐等の利用） ●就労支援協議会を開催（庁内関係部署、ハローワーク、商工会議所、地域就労支援センター、NPO法人等）、地域の雇用情勢、就労支援の目標等を共有、支援体制の構築
制度利用・制度連携・事業活用	<ul style="list-style-type: none"> ●就労準備支援事業の実施（ボランティア、職業体験） ●生活困窮者自立支援制度との連携 ●就労意欲の喚起や求人開拓を専門に行っている業者に事業委託（生活保護・生活困窮者自立支援制度合同） ●就労訓練事業やシルバー人材センターの活用、障がいをもつ対象者（身体・精神の就労訓練事業の活用） ●母子世帯（ひとり親世帯）の就労支援については、「子どもの健全育成事業」の相談員と連携
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●就労者に対する定着支援（職場の悩みをきき、アドバイス等） ●就労支援セミナーの開催

大阪府内自治体の被保護者就労支援事業における就労支援員の経歴等 (平成28年度分負担金協議資料より記載のあるもの)

自治体	事業形態	人数	経歴（資格）1人目	経歴（資格）2人目	経歴（資格）3人目
A	直営	3人	市役所OB	ハローワークOB	ハローワークOB
B	直営	1人	大学職員（CDA）		
C	直営	1人	ハローワークOB		
D	直営	2人	社会保険庁OB・市就労支援協会	ハローワークOB	
E	直営	1人	ハローワークOB		
F	直営	3人	ハローワークOB	ハローワークOB	ハローワークOB
G	直営	2人	ハローワークOB	ハローワークOB	
H	直営	2人	ハローワークOB	ハローワークOB	
I	直営+委託	3人	他市就労支援員等（キャリア・コンサルタント）	民間企業・市社協（キャリア・コン）	民間企業（CDA）
J	直営	2人	ハローワークOB	民間企業	
K	直営	1人	民間企業（社会福祉主事）		
L	直営	2人	民間企業・市社協（社会福祉士）	社会福祉法人（社会福祉士）	
M	直営	1人	中学校教員・他県就業相談員（キャリア・コン）		
N	直営	1人	ハローワークOB		
O	直営	1人	ハローワークOB		
P	直営	3人	民間企業（キャリア・コン）	民間企業（キャリア・コン）	民間企業・他市就労支援員
Q	直営	1人	民間企業		
R	直営	1人	ハローワークOB		
S	直営	1人	ハローワークOB		
T	直営	1人	ハローワークOB		



大阪府内自治体の就労自立給付金の活用状況

- 給付実績の多い自治体（実施機関）への取組状況のヒアリング（平成27年度実績より）

自治体	件数	取組
豊中市	66件	被保護者の就労支援を重視している。その支援の中で担当CWから（口頭で）必ず給付金対象者に給付金制度の案内を行い、SVが案内を行ったかチェックしている。
吹田市	50件	担当CWから給付金の対象となる被保護者に給付金制度を（口頭で）必ず周知し、SVがその確認を行うこととしている。
高槻市	36件	被保護者の就労支援を重視している。その支援の中で担当CWから（口頭で）必ず給付金対象者に給付金制度の案内を行い、SVが案内を行ったかチェックしている。
枚方市	40件	保護のしおり等に給付金の案内を掲載して周知するとともに、毎月の被保護者の収入状況チェックにおいて、給付金の対象者を確認して担当CWから改めて案内を行い、更に本人から申請の有無について確認するようにしている。
茨木市	27件	組織内の給付金制度の理解の徹底を図るとともに、給付金対象者に担当CWから（口頭で）周知することとSVがその確認を行うこととしている。
和泉市	19件	就労指導の中で、担当CWから（口頭で）給付金対象者にしっかり周知するよう、SVが確認している。
東大阪市西	64件	保護のしおりに掲載して周知するとともに、担当CWから給付金対象者に改めて周知することとしている。

- 給付実績の少ない実施機関の状況（監査における聴取）

- ・被保護者への周知が不十分。
- ・実施機関（査察指導員、ケースワーカー等）の就労自立支援給付金制度についての理解不足。





生活困窮者自立支援制度との連携等について

- 大阪府内自治体における「就労準備支援事業」と「被保護者就労支準備援事業」の一体的実施状況
 - ・高槻市（スライド7～10）、茨木市、柏原市、大阪狭山市
 - ・下記の「大阪府生活困窮者等広域支援事業」参加自治体
- 大阪府は、広域自治体として、「就労準備支援事業」の取組み促進のために、一体的実施を推奨。
 - ・市町村担当課長連絡会議の際に、具体的な手法を提示。
（参考資料スライド20～28参照）。
- 就労準備支援事業の一体的実施と、広域支援を併せた「大阪府生活困窮者等広域支援事業」を実施。
 - ・開始：28年度
 - ・参加自治体：東大阪市、池田市、泉佐野市、河内長野市、摂津市、大阪府
 - ・平成29年度からは岸和田市、泉大津市、羽曳野市も参入、全9自治体で実施予定。



生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の一体的実施 好事例自治体（高槻市）の紹介

高槻市
マスコットキャラクター
はにたん



- 高槻市（中核市・人口 約35万4千人）の取組み
 - 生活保護担当課（生活福祉支援課）が自立相談支援事業を直営で実施。
（体制：主任相談支援員 1名、相談支援員 3名、就労支援員 1名）
 - ・生活保護制度において築き上げてきた就労支援のノウハウを活用。
 - ・就労支援チームによる一体的な支援（チームリーダー 1名、就労支援員 6名）
 - 就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業の一体的実施
 - ハローワークとの連携（常設窓口の併設）
 - 高槻市生活困窮者支援調整ネットワーク会議の設置

効果

- ◆ 平成27年度 ハローワークコーナーを利用した生活困窮者84名のうち57名が就労につながり、全国180か所ある同コーナーにおいて全国1位の実績。
- ◆ 平成26年度まで増加傾向にあった生活保護の新規件数が平成27年度より減少に転じている（564世帯→495世帯）。生活困窮者自立支援制度による早期支援により、生活保護に至る前段階で就職（平成27年度74名）。
- ◆ 福祉事務所の直営実施により、生活保護・生活困窮者の両制度間の円滑な連携と効果的な事業運用が可能に。



高槻市における就労支援の取組み（工夫）

平成26年度より就労支援の専任チームを課内に新設し、以下①～③の取組みを行った結果、平成26～28年度にかけて就職者数が約1.7倍（97人→119人→164人）、参加者数は約1.5倍（190人→243人→283人）と大幅な増加を達成

<取組み①>

- 初回保護費の支給時に、被保護者、就労支援員及びCWとの「三者面談」の実施
- 就労のメリットと自立ケースの体験談等を伝える「ご案内チラシ」の作成

<取組み②>

- CWに対し就労支援の基礎を習得させる「就労支援の手引き」の作成
- CWと就労支援員の情報共有のための「就労版援助方針」の作成

<取組み③>

- 月に1度、CWごとの支援状況を「求職管理台帳」により進捗管理
- 開始から3ヶ月経過後には担当主幹を中心に「支援判定会議」を適宜実施

高槻市「ハローワーク常設窓口の併設」

①ハローワーク常設窓口設置場所

- ・高槻市役所総合センター 8階 生活福祉支援課

②体制

- ・2名の就職支援ナビゲーターが常駐

③設備

- ・2台の求人探索器を設置

④メリット

- ・生活保護、自立相談支援機関、ハローワークによる一体的な就労支援が可能に

ハローワーク相談スペースとはドア1枚でつながっているため、支援の開始、支援調整会議の開催など、迅速に動ける体制となった。

■ ハローワーク相談スペース

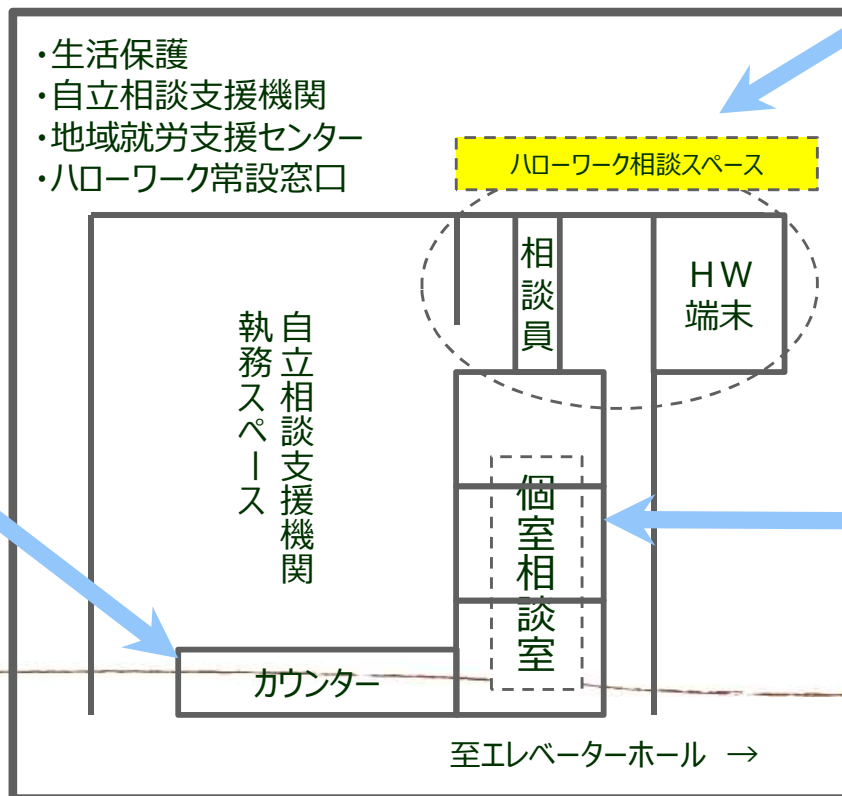


■ カウンター前



■ 高槻市生活福祉支援課見取図

- ・生活保護
- ・自立相談支援機関
- ・地域就労支援センター
- ・ハローワーク常設窓口



■ 個室相談室



高槻市生活困窮者支援調整ネットワーク会議

ネットワーク会議の所掌事項

- (1) 関係機関における生活困窮者の早期発見及び情報共有に関する事。
- (2) 生活困窮者の自立支援における関係機関の連携に関する事。
- (3) 生活困窮者を支える地域資源の充足状況の把握及び創出に関する事。
- (4) その他生活困窮者の自立支援に関する事。

構成機関

関係機関	高槻市			
社会福祉法人高槻市社会福祉協議会	総合戦略部	政策経営室	保健所保健予防課長	
高槻市民生委員児童委員協議会	総務部	収納課長	子ども育成課長	
高槻市地域包括支援センター	市民生活部	人権・男女共同参画課長	保育幼稚園事業課長	
茨木公共職業安定所		消費生活センター所長	子ども保健課長	
北大阪若者サポートステーション	健康福祉部	福祉政策課長	子育て総合支援センター所長	
高槻市障がい者就業・生活支援センター		国民健康保険課長		
		福祉事務所長 ※会長	都市創造部	住宅課長
		長寿生きがい課長	産業環境部	産業振興課長
		生活福祉総務課長	教育管理部	地域教育青少年課長
		生活福祉支援課長	教育指導部	教育指導課長
		障がい福祉課長	水道部	料金課長



平成28年度大阪府生活困窮者等広域就労支援事業実施内容

1 実施内容

項目	内容
参加自治体	6自治体（大阪府を含む）
実施方法	委託
支援内容	①自立相談支援事業 ・就労先となる事業所の開拓、アセスメントや支援プラン作成への助言、支援調整会議への参加等。 ②就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業 ・「職場見学」や「就労体験」の受け入れ事業所の開拓。 ・社会自立に関する支援（うち職場見学先の手配など）。 ・就労自立に関する支援（うち就労体験先の手配や求職活動に必要な能力の形成など）。 ・就農訓練促進事業（平成28年度新規。国概算要求中）。
実施期間	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
開拓予定地域	参加自治体管内及びその周辺自治体
費用負担	参加自治体で按分（基本負担額+稼働年齢層人口割負担額）

・負担割合を「基本3：人口1」に設定。
 ・参加する9自治体のうち、平成27年度に就労準備支援事業を実施したのは大阪府のみ。ほとんどの自治体が事業を実施していない。各自治体の利用見込数を正確に算出することが困難であるため、基本負担分の割合を大きく設定。各自治体に諮った上で負担割合を設定した。
 ・平成29年度以降、広域実施を継続する場合は負担割合の見直しを検討。

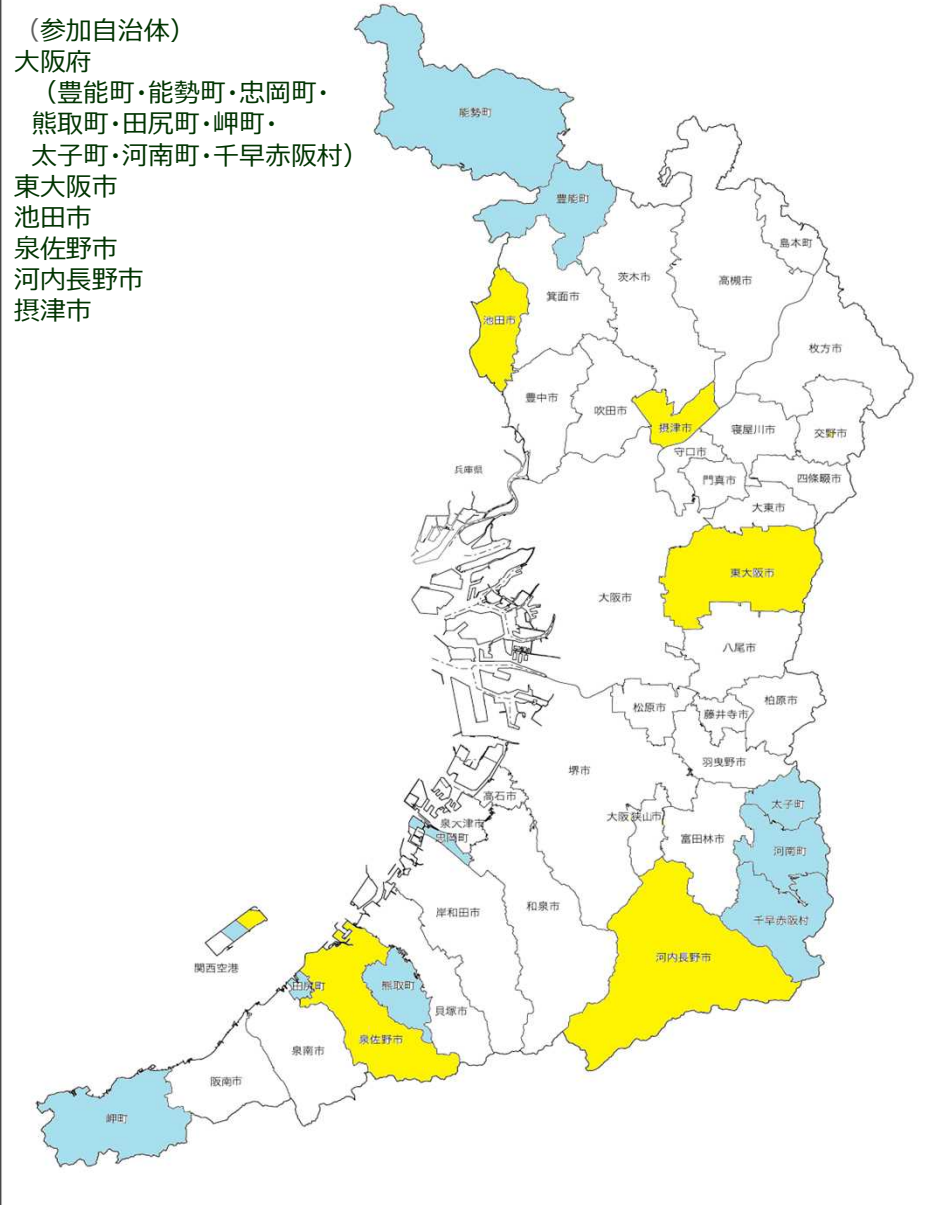
2 費用負担

自治体名	基本負担額（均等負担）+人口割負担額（稼働年齢層人口割合による負担） 【負担割合 基本3：人口1】						
		自立相談支援事業			就労準備支援事業 被保護者就労準備支援事業		
		基本負担額	人口割		基本負担額	人口割	
池田市	1,501千円	342千円	276千円	66千円	1,159千円	937千円	222千円
泉佐野市	1,502千円	342千円	276千円	66千円	1,160千円	937千円	223千円
河内長野市	1,513千円	345千円	276千円	69千円	1,168千円	937千円	231千円
摂津市	1,457千円	332千円	276千円	56千円	1,125千円	937千円	188千円
東大阪市	2,608千円	594千円	276千円	318千円	2,014千円	937千円	1,077千円
大阪府	1,632千円	372千円	276千円	96千円	1,260千円	937千円	323千円
合計	10,213千円	2,327千円	1,656千円	671千円	7,886千円	5,622千円	2,264千円

（※）「職場体験」「就労体験」の受入事業所への謝礼
 参加自治体で共同で負担する委託料（10,213千円）とは別に、「職場体験」「就労体験」の受入先事業所に対する謝礼（3千円/1日/1人）は自治体ごとに参加見込を立てて予算要求。実績に応じて支払う。なお、利用者の保険料は1日当たり30円/1人で算出。

参加自治体位置図

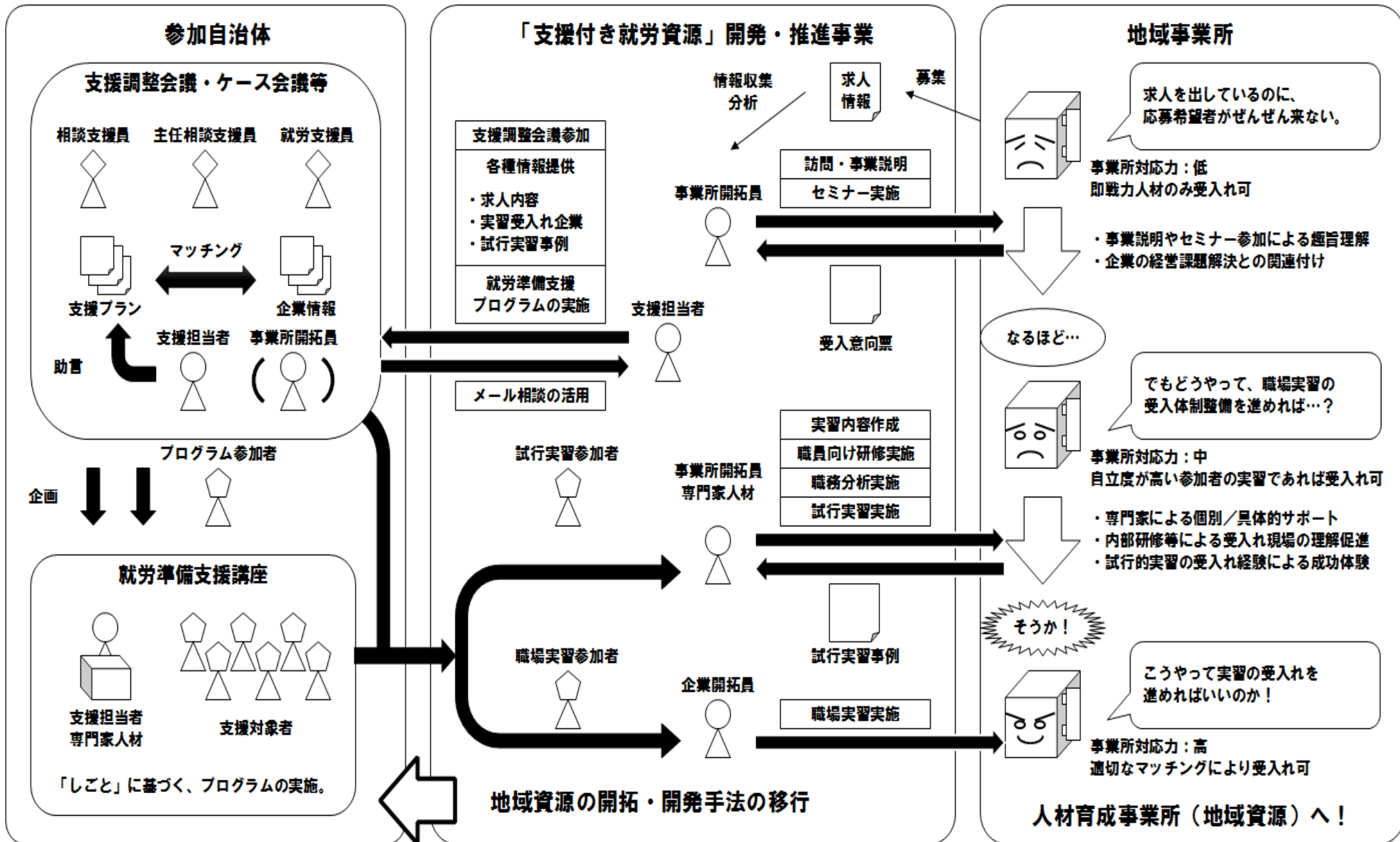
（参加自治体）
 大阪府
 （豊能町・能勢町・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町・太子町・河南町・千早赤阪村）
 東大阪市
 池田市
 泉佐野市
 河内長野市
 摂津市



凡例

黄色・・・参加希望自治体
 水色・・・大阪府子ども家庭センター所管町村

広域就労支援事業実施イメージ



大阪府内自治体における就労準備支援事業と被保護者就労準備支援事業の委託先（H28）

自治体名	就労準備支援事業委託先	被保護者就労準備支援事業委託先	就労準備支援事業（生活困窮）の概要
大阪府	大阪府社会福祉協議会 A'ワーク創造館		自立相談支援事業・被保護者就労縦鼻支援事業と一体的に府社協へ委託。うち就労準備支援事業は、日常生活自立・社会生活自立を担当。就労自立段階の支援は「大阪府広域就労支援事業」で対応。
豊中市	(特非) オリーブの園（介護の仕事等体験） (株) i.D.S.（ものづくり等体験）	(株) 情報の輪サービス（飲食店就業等体験） (福) 豊中きらら福祉会（軽作業就業等体験）	就労支援プログラムの作成や就労支援メニューの企画立案、協力事業主の開拓等を直営で実施し、就労準備支援プログラムに基づき行う就労体験等の具体的な支援（就労体験中に利用者が行う作業の用意や就労体験中の利用者に対する指導等を含む。）を委託により実施。
吹田市	(福) みなと寮救護施設千里寮	-	認定就労訓練事業所となっている救護施設に委託。
守口市	(一社) ヒューマンアソシエーション	(一社) ヒューマンアソシエーション	専任者1名、兼任者2名を配置。兼任者のうち1名は自立相談支援事業を兼務し、企業開拓等を担当。
茨木市	(特非) 青少年自立支援施設茨木プラッツ		自立相談支援事業・被保護者就労準備支援事業と一体的にNPO法人へ委託。臨床心理士など有資格者の支援員1名を配置。
寝屋川市	寝屋川市社会福祉協議会	-	自立相談支援事業と一体的に市社協へ委託。自立相談支援事業と兼務の相談支援員1名を配置。
大東市	(福) おおさか手をつなぐ育成会 (特非) 大東野崎人権協会	-	直営で「若年者就業体験事業（8月～）」を実施。委託で「障害者就労訓練事業」「若者等自立サポート事業」を実施。
箕面市	箕面市社会福祉協議会 (特非) 暮らしづくりネットワーク北芝	-	自立相談支援事業・家計相談支援事業と一体的にNPO法人・市社協へ委託。支援員は兼務。
門真市	(株) テンプスタッフ キャリアコンサルティング	同左	被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業とは別個に委託契約を締結しているが、同一の民間企業へ委託することで効率化。支援員2名を配置し、支援対象者のカウンセリングや就労先の開拓などを実施。
泉南市	(一社) 泉南市人権協会	(株) 東京リーガルマインド	専任支援員1名を配置。被保護者就労準備支援事業とは別個に委託。
四條畷市	四條畷市社会福祉協議会	-	10月から事業開始。直営で雇用開拓推進員1名、委託で就労準備支援担当者1名を配置予定。
交野市	交野市社会福祉協議会	-	自立相談支援事業と一体的に市社協へ委託。自立相談支援事業と兼務の相談支援員2名を配置。
大阪狭山市	A'ワーク創造館		被保護者就労準備支援事業と一体的に実施（10月～）。専任支援員2名を配置。
島本町	-	(株) テンプスタッフ キャリアコンサルティング	

大阪府内における「子どもの学習支援事業」の実施状況一覧

平成28年度に大阪府内で「子どもの学習支援事業」を実施している自治体は**合計22箇所**。
 (内訳：大阪府、指定都市2、中核市4、その他の市町15)

区分	自治体名	実施形態	内容					概要
			学習支援	養育支援	居場所づくり	高校中退防止	家庭訪問	
府	大阪府	直営+委託	○	○		○	○	学習支援は府社協へ委託。養育支援は直営で支援員1名を配置。
指定	大阪市	直営+委託	○	○	○	○		全市で養育支援を実施、行政区7区で独自事業を実施。
	堺市	委託	○		○	○	○	高校生の中退防止等の支援を実施（小中学生は教育委員会の事業で対応）。
中核	豊中市	直営	○					公共施設のスペースを開放し、自主学習をサポート。
	高槻市	委託	○					学習支援を民間企業へ委託。教育委員会と共同実施。
	東大阪市	委託	○					民間企業へ委託。また、地元大学と連携し学生サポーターを確保。対象は中学生。
	枚方市	直営	○		○			自学自習を行う教室を開設（居場所機能も含む）。教員OBを配置。
その他	岸和田市	委託	○	○	○	○	○	学習支援は民間企業へ、養育支援等は市社協へ委託。養育支援は高校生も対象。
	吹田市	直営+委託	○	○			○	学習支援は7月から委託により実施（H28から開始）。養育支援は直営で支援員3名を配置（H25～）
	泉大津市	直営+委託	○		○			教育委員会の学習支援事業と連携。居場所づくりはNPO法人への委託により実施。
	貝塚市	直営	○					教育委員会の学習支援事業と連携。
	寝屋川市	直営+委託	○	○				学習支援は8月から民間企業へ委託（H28から開始）。養育支援は直営で支援員3名を配置（H22～）。
	河内長野市	委託	○	○		○	○	NPO法人に委託。教員OBらが、放課後家庭訪問による学習支援・進路支援等を実施。
その他	松原市	委託	○	○	○	○	○	地元の社会福祉法人に委託。平成27年度は訪問型で実施。平成28年度からは集合型を導入。
	大東市	直営+委託	○	○			○	教育委員会の学習支援事業と連携。養育支援は直営で支援員等が家庭訪問。
	箕面市	委託	○			○		NPO法人に委託。中学卒業後継続支援が必要な高校生等に対し、学生サポーターを派遣。
	柏原市	直営+委託	○					教員OB（教育支援員）を直営で配置。また、学生サポーターの派遣等を地元大学に委託。
	門真市	直営		○		○	○	支援員3名を配置し、家庭訪問により支援。高校進学後も家庭訪問による支援を継続。
	摂津市	直営	○		○	○	○	地元大学と連携し学生ボランティアを確保。
	高石市	委託	○					6月より委託により実施。中学生の進学支援を実施。
	藤井寺市	直営	○					教員OBの他、学生ボランティアにより支援。
泉南市	直営	○					教員OBの他、学生ボランティアにより支援。	
合計			21	9	7	9	9	

※本表は、「平成28年度補助金協議」及び「市町村訪問」の結果を元に、大阪府社会援護課が独自に作成（平成28年8月31日時点の実施状況）。
 ※背景黄色の市町は、平成28年度から新規に学習支援事業を開始した自治体。また、背景緑色の市町は、平成28年度から事業内容を拡充した市町。

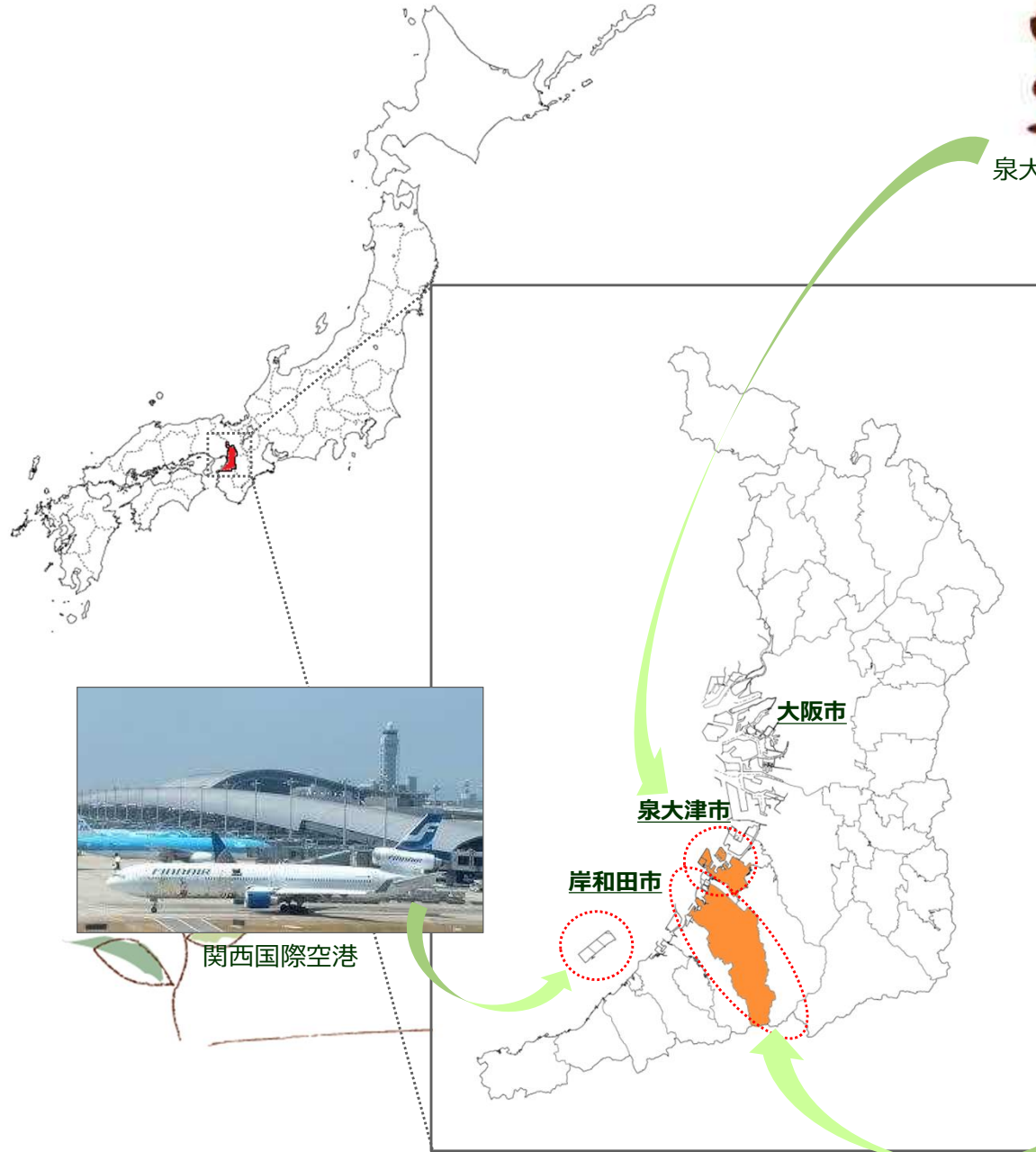
事例紹介

今回ご紹介するのは、大阪府南部の泉州地区に位置する「泉大津市」と「岸和田市」です。



泉大津市マスコットキャラクター「おづみん」

泉大津市の毛布産業
(出典：泉大津市ホームページ)



岸和田市の「だんじり祭り」
(出典：岸和田市ホームページ)



岸和田市マスコットキャラクター「ちきりくん」



岸和田市 「学習支援」と「居場所づくり」の共同実施の事例

大阪府岸和田市 ～祭都きしわだ～



人口	199,214人 (H28.1.1)
面積	72.62km ²
保護率	32.08% (H28.12)
特徴	「だんじり祭り」が有名

学習支援事業の基礎情報

①実施場所 (2か所)

- ・岸和田市立福祉総合センター (南海本線岸和田駅前)
- ・岸和田市立新条地区公民館

②実施内容 (委託)

- ・学習支援、養育支援、居場所づくり、高校中退防止の取組、家庭訪問

③対象者

- ・生活保護受給世帯の子ども
- ・自立相談支援事業利用世帯の子ども
- ・児童扶養手当満額受給世帯の子ども

④広報

- ・世帯ごとに個別に呼びかけ

■岸和田市福祉総合センター
(出典：岸和田市社会福祉協議会ホームページ)



特色① 得意分野ごとに別団体へ委託

- ・「学習支援」と「居場所づくり」を、得意分野の異なる団体等へ別個に委託。
(学習支援→家庭教師のトライ・居場所づくり→岸和田市社会福祉協議会)

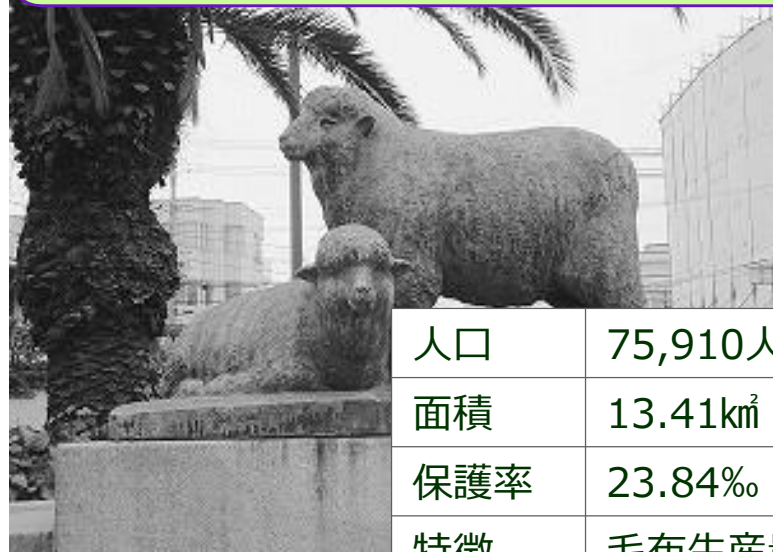
特色② 様々な世代が集う福祉総合センターの活用

- ・市社協は福祉総合センターの指定管理者でもあり、居場所づくりにおいても必ず職員の目が届く体制を構築。「居場所づくりコーディネーター」を1名以上配置するほか、「居場所づくりスタッフ」を必要人数確保することとしている。
- ・同センターは高齢者や子育て世代の母親など様々な世代が利用。
- ・居場所づくりでは、敷地内の畑で農業体験を実施。収穫した作物の調理も行う。

- ・居場所づくりは毎週月・木の週2回開催。
- ・「岸和田市立福祉総合センター」及び「岸和田市立新条地区公民館」の2か所で開催。

泉大津市 「教育委員会との連携」の事例

大阪府泉大津市 ～毛布王国～



人口	75,910人 (H28.1.1)
面積	13.41km ²
保護率	23.84% (H28.12)
特徴	毛布生産量全国シェア90%

特色① 教育委員会との協力

- ・「学習支援」を教育委員会と共同実施。
- ・学習内容の策定や講師の手配などは教育委員会が担当。

特色② 居場所づくりの取り組み

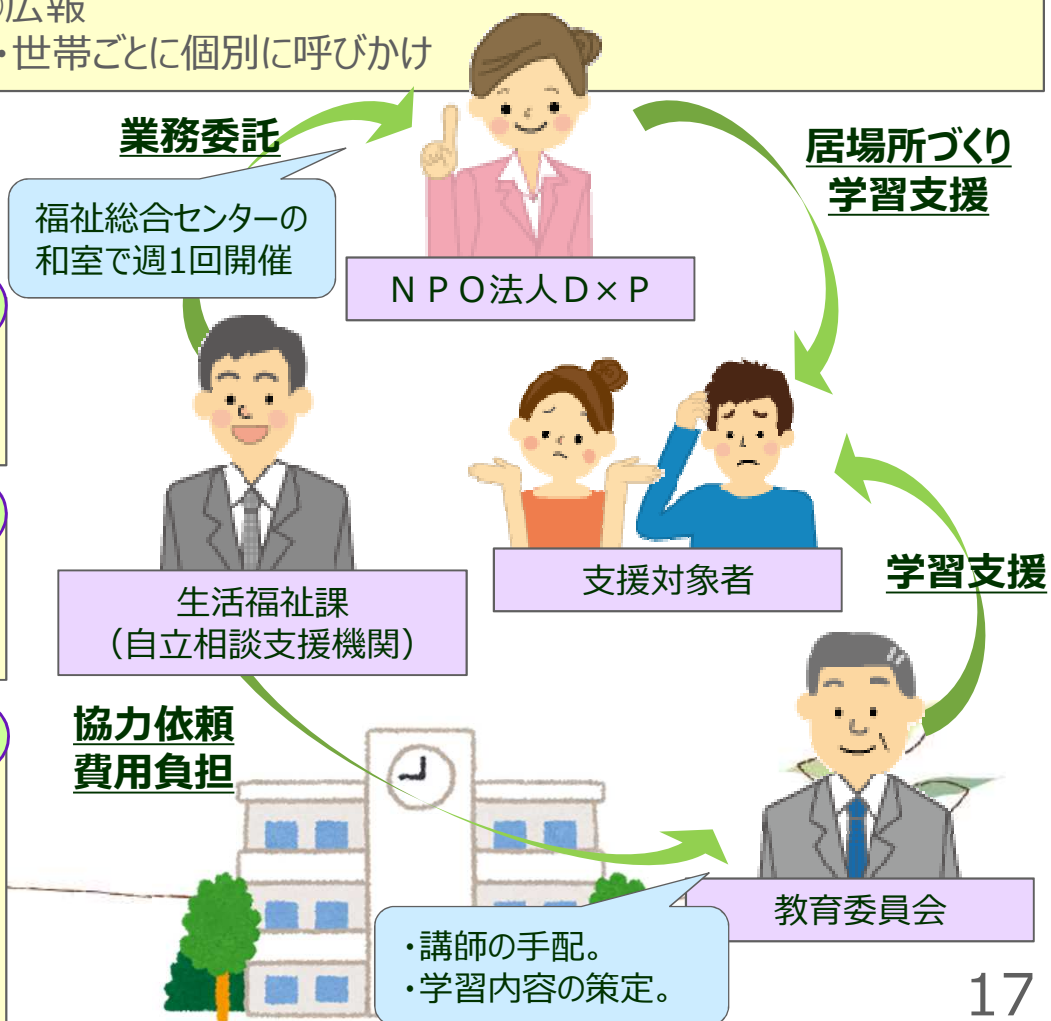
- ・主に、教育委員会の学習支援に参加できない状態にない子どもを受け入れ、居場所を提供するとともに、宿題や自習の補助も行う。

特色③ フードバンク・子ども食堂の立ち上げ

- ・平成28年度から月1回の頻度で「こどもおづみん食堂」を立ち上げ。
- ・居場所づくりと同じく福祉総合センター内で開催。食費は無料。
- ・また、平成28年7月にはダイエー泉大津店といずみ市民生協の協力を得て「生き生き食糧支援（泉大津版フードバンク）」を独自に立ち上げ。

学習支援事業の基礎情報

- ①実施場所
 - ・市内中学校（3校）・泉大津市総合福祉センター内和室
- ②実施内容（直営+委託）
 - ・学習支援（直営）、居場所づくり（委託）
- ③対象者
 - ・生活保護受給世帯の子ども・生活困窮世帯の子ども
- ④広報
 - ・世帯ごとに個別に呼びかけ



ひとり親家庭等に対する大阪府支援事業一覧（1/2）

事業名		概要	府実施		市・町実施	
			国負担	府負担	国負担	市町負担
母子家庭等就業・自立支援事業		就業相談や就業情報提供など一貫した就業支援や生活支援サービスを提供するとともに、養育費の確保や面会交流の支援	1/2	1/2	-	-
母子家庭等就業・自立支援センター事業	就業支援事業	個々の就業相談に応じ、職業能力の適性や就業意欲の形成に関し助言を行うとともに、求人等の情報を提供。また、求人開拓など就業促進を実施				
	就業支援講習会等事業	就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための就業支援講習会等を実施				
	就業情報提供事業	母子家庭等の希望に応じた求人情報をインターネットを活用して適宜提供				
	養育費等支援事業	養育費の取得率向上を図るため、専門相談員を配置し、相談や家庭裁判所等への同行支援。また、弁護士による離婚前も含めた養育費等に関する法律相談を実施				
	面会交流支援事業	母子・父子自立支援員などの相談関係職員に対する資質向上のための研修等を実施				
	相談関係職員研修支援事業	母子・父子自立支援員などの相談関係職員に対する資質向上のための研修等を実施				
一般市等就業・自立支援事業		一般市等において、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施	-	-	1/2	1/2
母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない者を対象に、同法による教育訓練講座の受講費用の一部を支給	3/4	1/4	3/4	1/4
	高等職業訓練促進給付金等事業	就職に資する資格取得のために養成機関で修業する間、生活負担の軽減を図るため給付金を支給				

ひとり親家庭等に対する大阪府支援事業一覧 (2/2)

事業名		概要	府実施		市・町実施	
			国負担	府負担	国負担	市町負担
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (27年度補正) ※事業は28年度から実施		資格取得に向けた支援を促進するため、養成機関への入学準備金等を貸付け	9/10	1/10	-	-
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		高等学校卒業程度認定試験のための受講費用の一部を支給	3/4	1/4	3/4	1/4
母子・父子自立支援プログラム策定事業		それぞれの実情に応じた自立支援プログラムを策定し、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワーク等と連携し、生活支援や就業支援等を実施	10/10	0/10	10/10	0/10
ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業		母子・父子自立支援員に加え、新たに就業支援専門員を配置することで、相談窓口を強化、ひとり親家庭に対して総合的・包括的な相談支援を実施	1/2	1/2	1/2	1/2
ひとり親家庭等日常生活支援事業		修学や疾病等の際、家庭生活支援員を派遣等し、生活援助・保育サービス等を実施	1/2	1/2	1/2	1/4 府1/4
ひとり親家庭等生活向上事業		親自身が生活の中で直面する課題の解決や子どもの生活・学習支援を実施	1/2	1/2	1/2	1/4 府1/4
ひとり親家庭等生活支援事業	相談支援事業	平日夜間や土日祝日において、生活全般の相談を電話で応じるとともに、関係機関の連絡先等を情報提供				
	家計管理・生活支援講習会等事業	家計管理、子どものしつけ・育児等に関する講習会の開催や個別相談を実施				
	学習支援事業	高等学校卒業程度認定試験の合格等のために親への学習支援を実施				
	情報交換事業	ひとり親家庭が互いの悩みを相談し合う場を設け、交流や情報交換を実施				
子どもの生活・学習支援事業		ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を実施				19



参考資料

(就労準備支援事業取組促進)

平成28年度 第5回生活困窮者自立支援制度担当課長連絡会議配布資料より抜粋
(平成29年2月1日開催)



就労準備支援事業の課題

- 「就労準備支援事業」については、事業実施自治体は25（当初協議時点）あるものの、利用者は伸びていません。
- 原因としては、①**収入要件・資産要件を厳格に解釈したため、結果として対象者が少なくなった**、②**事業の対象となる者が少ない（国の定めた基準（1事業につき定員15人以上）を満たすことができない）**、などが考えられます。

原因①

収入要件・資産要件を厳格に解釈した

生活困窮者自立支援法施行規則第4条第1号には、「就労準備支援事業」を利用することが出来る者について、資産要件や収入要件を定めています。

一方で、同施行規則第4条第2号には、「前号に該当する者に準ずる者として都道府県等が当該事業による支援が必要と認める者」も支援の対象となることが規定されています。

対象者要件を検討する際は、「**現段階から支援を開始する必要性（将来的に生活に困窮する可能性など）**」を十分に考慮いただき、柔軟な運用を実施いただきますようお願いいたします

（参考：平成27年6月26日開催第1回生活困窮者自立支援制度近畿ブロック会議厚生労働省説明資料。次ページに掲載）。

原因②

事業の対象となる者が少ない

「就労準備支援事業」の利用者について、「**ひきこもりや長期離職者など、特殊な事情を抱えた者に限られる**」とお考えではないでしょうか？

一見するとそういった立場の方に限定された事業に見えますが、国の資料では「ひきこもり」などについてはあくまで例示であり、「ひきこもり」など一定の場合に限ってはいません。

「事業を利用可能な者」を判断するにあたっては、特定の属性で判断するのではなく、あくまで個別の事情を具体的に検討した上でご判断ください。

対応策

- ・**対象者要件の柔軟な運用** → (1)、(2)
- ・**支援方法等の工夫** → (3)
- ・**生活保護制度との連携** → (4)



事業の利用促進に向けて（１） 支援対象者像

- 支援の現場では、前ページ「原因①」のように、「収入要件・資産要件を厳格に適用」あるいは、「原因②」のように支援対象者について「ひきこもり」など特定の属性にある者に限定してとらえる傾向が強くなります。一方で、国の定めはどうなっているでしょうか。
- 下の表に記載したとおり、「収入要件・資産要件」については、施行規則第4条第2号により柔軟に捉えることが可能なようです。
- また、実施要領にはどのような状況におかれている者が対象になるのか、おおよその支援対象者像が記載されているのみであり、「ひきこもり」など特定の属性にある者に限定している様子を見出すことはできません。

■ 就労準備支援事業の対象に関する法令等の定め

法令等	内容
生活困窮者自立支援法施行規則 （以下「施行規則」という）	四条 法第二条第四項 に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 次のいずれにも該当する者であつて、かつ、生活困窮者就労準備支援事業の利用を申請した日（以下この号において「申請日」という。）において六十五歳未満の者であること。 イ 申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法 の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を十二で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和三十八年四月一日厚生省告示第百五十八号（生活保護法 による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準に基づく額」という。）を合算した額以下であること。 ロ 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に六を乗じて得た額以下であること。 二 <u>前号に該当する者に準ずる者として都道府県等（法第三条第三項 に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）が当該事業による支援が必要と認める者であること。</u>
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金実施要綱（平成28年4月27日付け2次改正版） （別添3）就労準備支援事業実施要領 （以下「実施要領」という）	1 目的 本事業は、 就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わり に不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者 に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的とする。

事業の利用促進に向けて（２） 対象者要件の柔軟な運用

- 厚生労働省は施行規則に定めについて、「第４条第２号（第１号以外で自治体が就労準備支援事業を必要と認める者）」の活用を呼びかけています。
- 例示として、「ニート」や「ひきこもり」が記載されていますが、これに限定されるわけではなく支援対象者ごとの具体的な事情を勘案した上で柔軟に運用することが可能です。

【厚生労働省】要件の柔軟な運用を推奨

- ・第４条第１号のみで支援対象者を判断すると、支援に柔軟性が失われる可能性がある。
- ・結果として、不十分な支援になってしまう。

効率的な実施のために

1. よくあるご意見

就労準備支援事業は対象者が少なく、事業化しにくいのではないかと…。

○実はニーズは大きい。○また、効率的な実施のための工夫が可能！

2. 効率的な実施のために

①被保護者就労準備支援事業との一体的な実施	生活困窮者が支援の途中で生活保護に至る場合もあること、対象者の安定的な確保、事業の効率的運営の観点から、 同一法人への委託等、一体的実施が基本とされている。 (参考)一体的実施の自治体割合 45% (実施状況調査(H27, 4)より)
②対象者要件の柔軟な運用 (資産・収入要件は必須でない)	就労準備支援事業の対象者は、施行規則第４条第１号の資産収入要件のほか、第２号に「前号に該当する者に準ずる者として都道府県等が当該事業による支援が必要と認める者」を規定。 → ニート・ひきこもり等については、世帯としては第１号の要件に該当しない場合であっても、時間をかけた丁寧な対応が必要であり、将来的なリスクも踏まえ、第２号である程度広く認めることは差し支えない。
③広域的な実施 (特に都道府県へのお願い)	人口規模の小さな自治体で、対象者が本当に少ないと想定される場合もあるが、こうした場合は近隣自治体との広域実施が効率的。 → 都道府県におかれては、是非、リーダーシップをとっていただきたい。

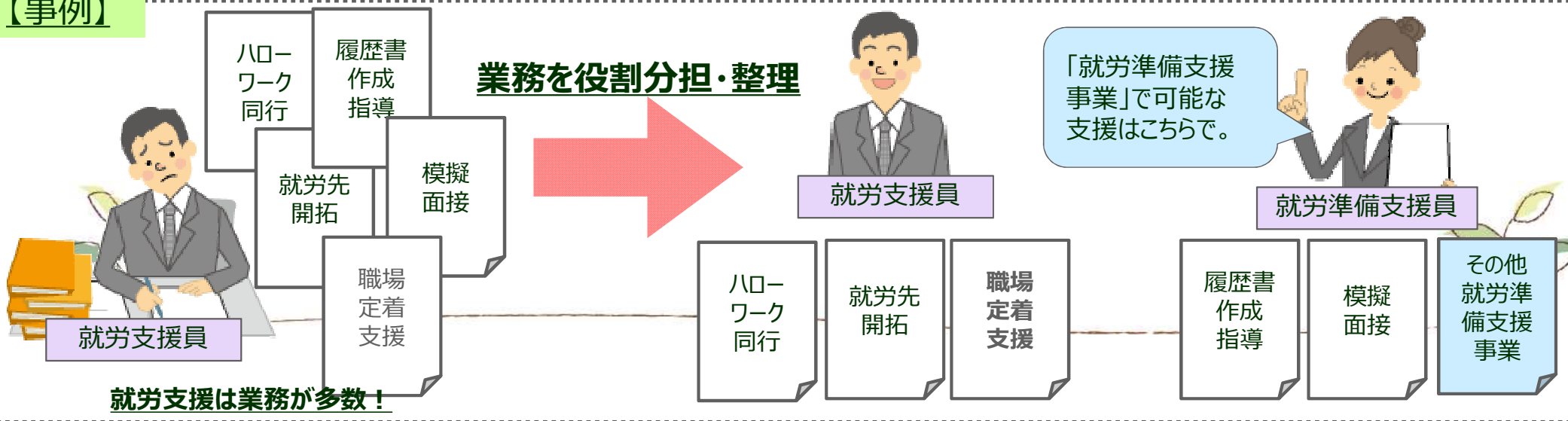
事業の利用促進に向けて（3） 支援方法等の工夫

- 「就労準備支援事業」は、「①日常生活自立に関する支援」「②社会自立に関する支援」「③就労自立に関する支援」の3つの段階に分けて説明されており、実施要領にも記載されています。
- 「就労準備支援事業」を実施する場合は、**基本的に①から③までの支援を一貫して実施可能な体制を整える必要があります。**
- しかし、実際の支援においては、「①から順番に支援が進む者」だけでなく、「②から支援が始まる者」「③の支援だけで就労に至る者」など様々な入り方が考えられます。

- ①支援対象者の状況に応じ、個人毎に具体的な「就労準備支援プログラム」を策定。**
- ②「第○段階」などといった枠にとらわれず、「当該支援対象者の自立のために何が必要か」という観点から必要な支援を取捨選択した上で、一貫した支援を行う。**

さらに、「就労支援員（自立相談支援事業）」の負担軽減も視野に入れた事業間の役割分担を図る。
（役割分担により、「就労準備支援事業を利用する者」を増やす）

【事例】

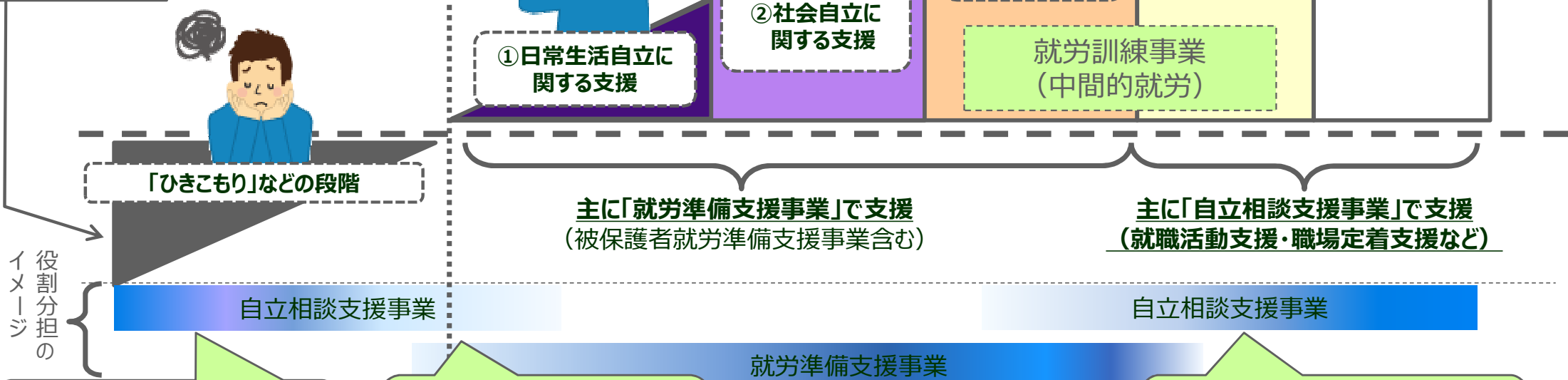


生活困窮者に対する就労支援のイメージ

破線下部の黒い三角形部分は、時間の経過とともにひきこもりなどの「就労阻害要因」が減少する様子をイメージ。破線上部の三角形は就労意欲が徐々に高まる様子をイメージ。

不可能 ← 就労支援 → 可能

どの段階から支援開始するかは支援対象者の状況に応じて判断。



役割分担のイメージ

「ひきこもり」などの段階から、就労支援可能な段階へ引き上げる支援は、自立相談支援事業で実施すべき支援。
(※就労支援が可能かどうか判断しがたい段階であるため)

支援の境目部分を明確に分類してしまうのは困難だが、「就労準備支援事業」で行うべき段階に至った場合は、相談支援員がそのまま支援を継続するのは負担が大きい。

「自立相談支援事業」の就労支援においては、就職活動に関する相談、就職先の確保、関係機関（ハローワーク等）への同行、就職後の職場定着支援などを実施。

支援	概要	具体的な支援事例
①日常生活自立に関する支援	生活習慣の改善（規則正しい生活）、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみなど、日常生活の立て直しに関する支援。	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣改善指導（起床、睡眠、体を動かす、外出するなど） 食生活の改善指導（自炊やバランス良い食事の励行・訓練、食品品の選択・買い物の指導） 身だしなみ等の指導（服装、洗濯、散髪、入浴など）
②社会自立に関する支援	挨拶の励行、コミュニケーション能力の形成など社会的な能力形成に関する支援。職場見学なども含む。	<ul style="list-style-type: none"> 挨拶の励行など社会的なマナーの指導、対人能力の育成（人の目を見て話す、相手の質問に適切に受け応えるなど）、アサーション・トレーニング（自己表現のトレーニング）など。 「仕事のイメージ形成」や「希望職種を探すため」の職場見学。
③就労自立に関する支援	一般就労に向けた具体的な技能の習得やキャリア・カウンセリング、就労体験など。	<ul style="list-style-type: none"> 面接指導、履歴書の書き方指導など就職活動に必要な能力の形成。 就労体験（数日～10日程度の実際の職場での就労体験。就労訓練の前段階）。

事業の利用促進に向けて（４） 生活保護制度との連携

- 生活困窮者自立支援制度における「自立相談支援事業（うち就労支援）」や「就労準備支援事業」は、**「被保護者就労支援事業」や「被保護者就労準備支援事業」と一体的に実施することを前提に制度設計がなされている。**
- これは、「就労訓練事業」についても同様。

背景

- 生活困窮者自立支援制度は「現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者」を支援対象としているため、相談開始時点では生活保護基準に達していなくても、支援中に基準を満たし、生活保護に移行することが想定される（**困窮→保護**）。
- 逆に、生活保護廃止後も雇用状況等が不安定であり、被保護者であったときと同水準の就労支援が、継続して必要となり、生活困窮者自立支援制度の利用に至る場合も想定される（**保護→困窮**）。
- 異なる制度間を行き来するごとに支援員や支援内容が変わっては、**有効な支援とならない可能性が高い。**
- そのような事態を防ぎ、同じ支援員から、同じ支援を継続して受けることで、より有効な支援とするため、両制度の就労支援・就労準備支援は、一体的実施を前提としている。

- ①「事業の対象となる者が少ない」という場合は、**被保護者就労準備支援事業と一体的に実施する事で、利用者を確認。**
- ②生活困窮者に対する就労支援の在り方を考える際には、**生活保護制度の就労支援と、どう関係づけるかという視点が欠かせない。**

両事業を一体的に実施する場合は、両事業で15人以上の定員を確保すれば事業の実施が可能
(参照：新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集 平成27年3月19日版問107-6)

生活保護制度との関係

○厚生労働省は、事業が一体的に実施しやすいよう、**国庫負担金・補助金の負担率・補助率を一致**させるなど配慮。**支援員は相互に兼務が可能**。

「**連続的な支援に繋ぐこと**」と共に、**生活保護が必要な場合は確実に生活保護へつなぐことが重要**。

新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業の関係

- 生活保護法は、現に保護を受けている者(法第6条第1項)、現に保護を受けているといたないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者(法第6条第2項)が対象。
- 生活困窮者自立支援法は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者(法第2条第1項)が対象(要保護者以外の生活困窮者)。
※ただし、子どもの学習支援事業については、生活保護受給家庭の子どもも、将来最低限度の生活を維持できなくなるおそれがあることから、新法の対象。
- 新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業が連携して、連続的な支援を行うことが重要。また、自立相談支援事業において、生活保護が必要な場合には、確実に生活保護につなぐ。

国庫負担率
3 / 4

国庫補助率
2 / 3

国庫負担率・国庫補助率を一致

新法に基づく事業	生活保護法に基づく事業
生活困窮者自立相談支援事業	被保護者就労支援事業(第55条の6)
生活困窮者就労準備支援事業	被保護者就労準備支援事業(第27条の2に基づく予算事業)
生活困窮者家計相談支援事業	(個々の状況に応じケースワーカーが支援)
生活困窮者の子どもの学習支援事業 その他の自立促進事業	生活保護受給者の子どもへの学習支援については、新法の対象
生活困窮者住居確保給付金	(住宅扶助)
生活困窮者一時生活支援事業 ※一定の住居を持たない者への宿泊場所供与等	(生活扶助、住宅扶助)

就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業の一体的実施

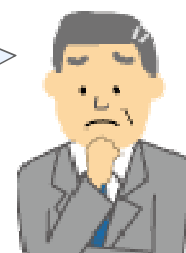
○本ページでは、就労準備支援事業と被保護者就労準備支援事業の一体的実施に係る、国庫補助金の按分等について事例を挙げて説明する。



A市職員

・平成28年度、本市は予算300万円で生活困窮者を対象にした就労準備支援事業を実施しました。
・しかし、定員（15人／1事業）を満たさなかったため、来年度は被保護者就労準備支援事業との一体的実施を考えています。

・本市も同様です。
・しかし、一体的実施の場合、どのように按分したらよいでしょうか。
・また、生活困窮者も、被保護者も対象とするわけですから、予算額を拡大しないといけないのでしょうか。対象者が集まらなかった状態で、予算額増は厳しいです。



B市職員

A市とB市の悩みは2点
「①按分の方法」と「②対象者層を拡大した場合の予算額」

- ①「**按分率**」の設定は自治体の裁量（按分率に根拠があるか、説明可能か）
- ②対象者層を拡大しても、「**利用見込者数**」や「**事業内容**」に大幅な変化がなければ必ずしも**予算額を拡大する必要はない**

事例：按分率の設定（予算額300万円）

①折半型按分（按分率1：1）

生活困窮者分 150万円

被保護者分 150万円

事前にそれぞれの利用者数の**見込を立てにくい場合**に適した手法。

②人数割型按分（按分率は人数比に応じる。本事例では困窮1：保護2と仮定）

生活困窮者分
100万円

被保護者分 200万円

事前にそれぞれの利用者数の**見込を立てられる場合**に適した手法。